

大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例に基づくヘイトスピーチの公表(案件番号「平 28-4」)

大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例(平成 28 年大阪市条例第1号。以下「条例」という。)第2条第1項に規定するヘイトスピーチに該当する表現活動(案件番号「平 28-4」)について、条例第5条第1項の規定に基づき次のとおり公表する。

平成 29 年6月1日

大阪市長 吉 村 洋 文

## 1 ヘイトスピーチに該当する旨の認識

インターネット上の動画投稿サイト「ニコニコ動画」(<http://www.nicovideo.jp>、以下「本件動画サイト」という。)に、平成 25 年 2 月 24 日に大阪市東成区内のJR鶴橋駅高架下で行われた「【日韓断交】2/24 鶴橋の中心でチョンコと叫ぶ@大阪」と称される街宣活動を記録した一連の動画(以下「本件動画」という。)を投稿し、以下のURLで表示される本件動画サイト内の各ウェブページ(以下「本件各ページ」という。)に本件動画及びそのタイトル・説明文等を掲載し、不特定の者から投稿されたコメントとともに不特定多数の者が視聴できる状態に置いていた行為(以下「本件表現活動」という。)は、条例第2条第1項に規定するヘイトスピーチ(以下単に「ヘイトスピーチ」という。)に該当する。

- <http://www.nicovideo.jp/watch/sm20200196>
- <http://www.nicovideo.jp/watch/sm20200379>
- <http://www.nicovideo.jp/watch/sm20200648>
- <http://www.nicovideo.jp/watch/sm20200833>
- <http://www.nicovideo.jp/watch/sm20200991>
- <http://www.nicovideo.jp/watch/sm20201211>
- <http://www.nicovideo.jp/watch/sm20201452>

## 2 本件表現活動に係る表現の内容の概要

本件動画において、在日韓国・朝鮮人に対して「ゴキブリちよんこをたたき出せ、変態朝鮮人をたたき出せ」、「おどれ日本人舐めとったらあかんぞー、あほー、殺せ殺せー」等の発言が繰り返されている。

※ 当該内容はヘイトスピーチに該当する不適切なものであるが、当該内容を一般市民に周知することによって、ヘイトスピーチの問題に関する一般市民の理解を促進し人権意識をより一層高揚させ、ヘイトスピーチの抑止につなげるとともに、本市が条例に基づき公正にヘイトスピーチに該当すると認定したことを示す観点から公表するものである。

3 本件表現活動に係る表現の内容の拡散を防止するためにとった措置の内容

本件動画サイトの運営者に対し、本件各ウェブページに掲載されている本件動画を削除するよう要請し、運営者により削除された。

4 本件表現活動を行ったものに係る本件各ページに表示される投稿者名

yuul

※ 本件表現活動を行ったものの氏名又は名称は判明していないが、本件表現活動を行ったものに係る本件各ページに表示される投稿者名については、氏名又は名称と同一視はできないものの、本件動画サイトの投稿者や視聴者の間では通称として機能しているなど、社会的に認知されており、氏名又は名称に準ずるものとして扱うことに合理性があると考えられることから、本件各ページに表示される投稿者名を氏名又は名称に準ずるものとして公表するものである。